

公立大学法人名古屋市立大学ネーミングライツ事業指定代理店契約書

公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、以下の条項により甲のネーミングライツ事業にかかる指定代理店契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- (2) ネーミングライツ事業 契約により、甲が事業者等に、甲の施設等（公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程（平成18年4月1日制定）第2条第1号に規定する土地、建物及び構築物並びに研究室、実験室、講義室、事務室、会議室、ホール等の建物を構成する部分をいう。以下同じ。）のうち、甲が指定するものに事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等（以下「別称等」という。）を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、ネーミングライツを付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

（事業の種類）

第2条 ネーミングライツ事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設指定型 事業者等に、本学が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を含む。）のネーミングライツを与えるもの
- (2) 提案募集型 事業者等が対象施設を指定してネーミングライツ事業を本学へ提案するもの

（業務内容）

第3条 乙は、甲のネーミングライツパートナーとなることを希望する事業者等と甲とのネーミングライツ事業に係る仲介、別称等に関するサイン等の設置、管理及び撤去、その他の必要な業務を行う。

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、令和7年 月 日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれか一方から契約終了の申し出がない場合は、契約期間満了日の翌日から向こう1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（ネーミングライツ料）

第5条 本契約の業務により決定したネーミングライツ料は、甲とネーミングライツパートナーの間で締結されるネーミングライツ事業実施契約に基づき、ネーミングライツパートナーから甲へ年度ごとに支払うものとする。

(指定代理店手数料)

第6条 本契約に係る乙の手数料(以下、「指定代理店手数料」という。)は、ネーミングライツ料の15%(消費税および地方消費税込み)とする。

2 甲は、前条により、ネーミングライツパートナーよりネーミングライツ料を受受した場合、指定代理店手数料を、乙からの請求に基づき乙に一括で支払うものとする。

3 前2項に関して特段の事情がある場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定することができるものとする。

(端数処理)

第7条 本契約の規定により算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支払に係る費用負担)

第8条 金銭の支払を行うにあたり必要となる振込手数料等については、支払を行う者の負担とする。

(ネーミングライツパートナーの応募資格)

第9条 次の各号に定める業種又は事業を営む者は、ネーミングライツ事業への応募資格を有さないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- (12) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (15) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (16) 各種法令に違反しているもの
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

(別称等の付与の条件)

第10条 次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の別称等として設定することができない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 本学のネーミングライツ事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着等及び裸体姿等で内容に無関係で必然性のないもの
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、公共性、中立性又はその品位を損なう等内容として不適当であると認められるもの

(5) その他別称等として適当でないと本学が認めるもの

（サイン等の表示内容及び意匠）

第11条 乙は、サイン等の表示内容及び意匠についてネーミングライツパートナーから提出を受け、甲の指定する期日までに甲の承諾を受けなければならない。

2 前項に規定する設置又は変更に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

（甲によるネーミングライツの取消し）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 天災地変又は不可抗力により、サイン等の設置が不可能となったとき
- (2) 甲の施設管理上必要となる緊急的な工事等が生じたとき

2 甲は、前項第1号又は第2号に該当し、ネーミングライツを中止する場合には、ネーミングライツパートナーに対し掲載日数に応じ日割計算によりネーミングライツ料を免除または返還するものとする。

(ネーミングライツ契約の解除)

第13条 ネーミングライツパートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。この場合において、既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

(ネーミングライツの取消し)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等のネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 第13条の規定によりネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。
- (5) その他本学がネーミングライツの付与を取り消すことを必要と認めるとき。

(乙の責めに帰すべき事由によるネーミングライツの取消し)

第15条 甲は、乙が下記のいずれかに該当したときは、乙に対し、文書により、一定の期間を定めて改善すべき旨を催告するものとする。この場合において、当該期間内に改善されなかったときは、甲は、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーからネーミングライツ料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに掲出するサイン等の提出がない場合
- (3) その他甲がネーミングライツ事業に関し、ネーミングライツパートナー等に改善を求めることが相当であると認めた場合

2 甲は、前項各号に該当し、ネーミングライツの付与を取り消す場合には、既納のネーミングライツ料は返還しない。

(乙の責めに帰すべき事由による指定代理店契約の解除)

第16条 甲は、乙が下記のいずれかに該当したときは、何らの催告なく本契約を解除できる。ただし、その場合でも、第5条に基づきネーミングライツパートナーが支払う義務が生じたネーミングライツ料の金額は減免されないものとする。

- (1) 本契約の規定に違反したとき
- (2) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
- (3) 強制執行、競売の申し立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき

- (4) 他の法人と合併する旨が株主総会で承認されたとき
- (5) 業務について主務官庁から取り消し処分を受けたとき、又は解散の決議をしたとき
- (6) 著しく信用を失墜する事実があったとき
- (7) その他甲が定める諸規程に違反したとき

2 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当したことにより損害を被ったときは、本契約の解除の有無にかかわらず、乙に対しその賠償を請求できるものとする。

(修繕)

第17条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ契約期間終了後、原状回復を行うこととし、通常の使用に伴い当然に生ずるものとは認められない破損があるときは、その修繕費用を負担しなければならない。

2 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツの付与が取消しとなった場合は、取消しの決定通知を受けた日から1週間以内に、ネーミングライツパートナーの負担において当該サイン等の撤去など、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙及びネーミングライツパートナーは、当該施設に表示するサイン等の表示内容が法律・政令等の関係法規に違反しないこと、著作権をはじめとする第三者の権利を侵害していないことなど、サイン等の表示に何ら問題がないことを甲に保証するものとし、サイン等の内容について何らかの紛争等が生じた場合、全て乙及びネーミングライツパートナーの責任と費用負担において解決するものとする。なお、かかる紛議により甲が損害を被った場合は、乙は直ちにこれを甲に弁償するものとする。

2 乙及びネーミングライツパートナーは、ネーミングライツにより生じた苦情、損害、問題等の全てに対し、速やかに甲に通知するとともに、自己の責任においてこれを処理し、賠償の責を負うものとする。

(秘密保持)

第19条 本契約にいう秘密情報とは、本件業務に関連して一方当事者（以下「情報開示者」という）から他方当事者（以下「情報受領者」という）に開示される技術上または営業上の有用な情報（価格、コスト、アイディア、コンセプト等を含む）であって、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 秘密である旨が明瞭に表示された書面、図表、その他関係資料等の有形の形態により開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭その他無形の形態で開示される情報であって、かかる開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示される情報

2 情報受領者は、本件業務を遂行するうえで、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員、従業員（以下「従業員等」という。）以外の者に、秘密情報を開示または漏洩してはならないものとする。また、情報受領者は、従業員等に対し、在職中および退職後も、本契約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものとする。

3 情報受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理し、秘密情報を

本契約および個別契約の履行以外の目的で使用したり、第三者に漏洩・開示あるいは公表してはならないものとする。ただし、情報開示者の書面（秘密情報の開示先、開示する秘密情報の種類、開示の目的及び目的外使用の禁止を明記した書面に限る）による事前の同意を得た場合、または次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではないものとする。

- (1) 情報を受領する前に、既に公知となっていた情報
 - (2) 情報を受領する前に、情報受領者が既に知っていた情報
 - (3) 情報を受領した後に、情報受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 情報受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 情報受領者が独自に開発した情報
- 4 管轄官公庁または法令により開示が要求された場合であって、適法かつ合理的な方法によって当該要求を拒絶することができない場合には、前項は適用されないものとする。情報受領者は、法令により許容される場合には、その許容される範囲内で、かかる開示がなされる可能性があることを知得した後可能な限り速やかに、情報開示者に対し書面によりこれを通知するとともに、開示の時期、その内容及び方法について情報開示者と協議するものとし、情報開示者の要求を考慮した場合に限り、上記状況において開示をすることができる。
- 5 本条に定める義務は、本契約の有効期間中および本契約終了日から5年間有効とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第20条 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとする。

（合意管轄）

第21条 甲及び乙は、本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議解決）

第22条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈について疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1
公立大学法人名古屋市立大学
学 長 浅 井 清 文

乙